## 条例の点検・見直しシート

			作万	艾年月日		平成24年6月29日	
条例の題名		三重県立美術館条例	公	布 日	<b>昭和57年3月29日</b>		
条例番号		昭和57年三重県条例第1号	直边	5 改正日	平成24年3月27日		
所管部局課		教育委員会事務局社会教育·文化財保護 韓	電	話 番 号		059-224-3322	
条例の概要		博物館法第18条及び同法第22条の規定に基づき 美術館協議会の設置、その委員の任命基準、定義 会に関し必要な事項をそれぞれ定めるものである。		敗及び任期		条例の 類型 <b>財産管理</b> 型	
視点		項目		回答	検 討	内 容	
		目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在で を有している。	でも	はい		び文化の発展のために 役であり、目的に照らし するものである。	
必		R例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必 が認められる。			美術作品や資料の収 び調査等の事業を行	集、保管、学術研究及 うために必要である。	
要性	条例に基 い。	<b>基づく事務・事業で、現在行われていないもの</b> に	はな	はい			
'-	規制型の いない。	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっいない。					
		トの手段で目的を達成する方法はない(規則、 Eする余地はない。)。	更綱	はい	博物館法の規定により ならないものである。	、条例で定めなければ	
	根拠法令	>がある場合、その法令に抵触していない。		はい	博物館法第18条及び	第22条	
法		その他の法令等に抵触しているとの評価を受ける よい(近年の判例動向に適合している。)。	るお	はい			
性	条例に対違いはな	規定する事務手続と実務上の事務手続との間にf い。	〕い	はい			
	条例の目 る。	目的と条例に規定する手段との整合が図られてい	1	はい			
有	条例の目	目的は、県民力ビジョン等と整合している。		はい	生涯学習の振興(地域 推進:施策26202)に名	处連携した社会教育の à致する。	
効 性		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を けたことはない。					
		見定の一部であっても、廃止した場合に明らかな りられる。	支〔	はい	博物館法の規定によりならないものである。	、条例で定めなければ	
		目的の実現のために、条例が定める手段は必要で 廃止すべき規定はない。	C	はい	博物館法の規定によりであって、廃止すべき	)条例ですることが必要 規定はない。	
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分で あって、追加すべき規定はない。		はい			
性		関係する法令・条例との間において、条例に規定してい 手段との重複はない。		はい			
	条例の執	執行に当たって、その効果及びコストの配分は <b>過</b>	<b></b>	はい			
公平性	条例の執	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			能もが利用できる施設 果が及ぶ。	であり、広く県民に効	
	条例の執	執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られ <sup>て</sup>	Cll	はい	利用料の徴収対象は	適切である。	
そ		内容において、県民(団体)、NPO等県以外の 連携に配慮している。	の主	はい			
の他	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい			

点	改正・廃止の必要はない。	理	由	特	記	事	項		有効期限
		現在の規定は、要件のいずれを必要はないと考える。	ずれをも満たし、改正の						同知が限 に関する 規定の有 無
								無	無